

岩手県告示第489号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸釜石海岸鶴住居地区海岸（片岸地先海岸）に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成25年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也